

## 特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書（案）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第98条第1項の規定に基づき、特定再資源化預託金等の出えんの承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

## 記

## 1. 特定再資源化預託金等の出えん金額

413,578,177円

## 2. 特定再資源化預託金等の出えん先

指定再資源化機関である財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部

## 3. 出えん金の使途

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第106条第3号に規定する離島地域の市町村が講ずる措置に対する出えん（離島対策支援事業）に要する費用及び同条第3号から第5号までの業務を運営するために要する費用に充当

## 4. 出えんが必要である理由

関係自治体からは、出えん率を離島対策支援事業要綱で規定した上限である80%とし、できる限り早期の出えんとすることを要望されている。また、平成17年度分として79市町村から協力要請書を提出されており、要請予定総額は274,833,000円（出えん率80%の場合）となっている。各市町村から提出された協力要請額は適切であるため、離島対策支援事業に要する費用288,578,177円（予備費として要請予定総額の5%を含む）及び出えん業務運営に要する費用125,000,000円を出えんすることが必要である。

## &lt;添付書類&gt;

- ・ 施行令第13条第2項に規定する出えんする特定再資源化預託金等の明細（略）
- ・ 平成17年度離島対策等支援事業資金出えん計画